

社 会 福 祉 法 人 三 幸 福 社 会
清華苑デイサービスセンター
(特別養護老人ホーム清華苑併設)
運 営 規 程

	目 次	頁
第 1 条	事業の目的	1
第 2 条	運営の方針	1
第 3 条	事業所の名称等	1
第 4 条	職員の種類、員数、および職務内容	1
第 5 条	営業日および営業時間	2
第 6 条	通所介護等の利用人数	2
第 7 条	通所介護等の内容 および利用料その他の費用の額	2
第 8 条	通常の実施地域	3
第 9 条	サービス利用にあつての留意事項	3
第 10 条	緊急時等における対応方法	3
第 11 条	非常災害対策	4
第 12 条	苦情処理	4
第 13 条	虐待防止に関する事項	4
第 14 条	その他の運営に関する留意事項	5
附 則		5

社 会 福 祉 法 人 三 幸 福 社 会

清華苑デイサービスセンター (特別養護老人ホーム清華苑併設) 運 営 規 程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人 三幸福社会が設置運営する 指定居宅サービスである通所介護事業所 **清華苑デイサービスセンター**(以下「デイサービスセンター」という。)が行う指定地域密着型通所介護及び指定予防専門通所介護(指定事業者が明石市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則(以下「明石市規則」という。)に規定する旧介護予防通所介護に相当するサービスを提供する事業をいう。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、「デイサービスセンター」の生活相談員又は介護職員等の従事者(以下「通所介護従業者」という)が介護保険により要介護状態又は要支援状態若しくは要支援相当の状態にあるとして認定された状態にある高齢者に対し、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、その利用者に適正な地域密着型通所介護又は予防専門通所介護(以下「通所介護等」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 「デイサービスセンター」介護従事者は、要介護者等の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等その他の日常生活の世話、機能訓練を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 清華苑デイサービスセンター
- (2) 所在地 明石市大久保町大窪 3 1 0 4 番 ー 1

(職員の職種、員数、および職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数、および職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 : 1 名(施設長兼務)

従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。また法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

- (2) 生活相談員 : 1名以上
利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導や介護に関する相談及び援助などを行います。
- (3) 介護職員 : 指定基準で定められた人員以上
介護計画に基づき、利用者の心身に応じた日常生活上の世話を適切に行います。
- (4) 看護職員 : 指定基準で定められた人員以上
利用者の心身の状況等の把握及び利用者の健康管理や静養のための必要な措置を行います。
- (5) 機能訓練指導員 : 1名以上
介護計画に基づき、その利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。
- (9) 事務職員 : 1名以上
介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。
- (10) 調理員 : 指定基準で定められた人員以上
利用者に提供する食事の調理を行います。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 : 月曜日から土曜日までとする。[12月30日から1月3日を除く]
- (2) 営業時間 : 午前9時20分から午後4時35分までとする。
- (3) 電話等による連絡 : 電話連絡は営業時間帯において受付けるものとする。
- (4) 営業時間外の連絡 : 夜間及び営業時間帯以外の受付は、併設施設宿直室と連絡が出来る。

(通所介護等の利用人数)

第6条 事業所の利用定員 : 1日17名

(通所介護等の内容および利用料金その他の費用の額)

第7条 地域密着型通所介護にあつては厚生労働大臣が定める額、介護予防通所型サービスにあつては白石市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則で定める額とし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護保険上で定められた支払いを受けるものとする。

- ① 入浴サービス
- ② 給食サービス
- ③ 生活指導（相談・援助等） レクリエーション

- ④ 日常動作訓練
 - ⑤ 健康チェック管理
 - ⑥ 送迎
- 2** 通所事業者は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けるものとする。
- ① 利用者の選定により通常の実施地域以外に居住する利用者に対する送迎に要する費用
 - ② 通所介護等に通常要する時間を超える通所介護等であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の実施地域以外に居住する利用者に対する居宅介護サービス基準額又はサービス費用基準額を超える費用
 - ③ 食費
 - ④ おむつ代
 - ⑤ 前項に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担額が適当と認められる費用
- 3** 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、支払に同意を得ることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施区域は、明石市全区域とする。

(サービス利用にあつての留意事項)

第9条 利用者は通所介護等の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- ① 一般的留意事項
サービスの利用にあつては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状況等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- ② 入浴サービスを利用する際の留意事項
- ③ 給食サービスを利用する際の留意事項
- ④ 機能訓練サービスを利用する際の留意事項
- ⑤ 送迎サービスを利用する際の留意事項

(緊急時等における対応方法)

第10条 利用者が身体的病状の急変その他緊急事態が生じたときは、的確かつ迅速に応急処置をし、状況により、主治医に連絡をとり、協力医療機関等での救急治療或いは救急入院を行う等必要な措置を講ずるものとする。更に直ちに管理者に通報するものとする。

- 2** 通所介護等の提供により、利用者に対する補償すべき事項が発生した場合は、損害補償を速

やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 1 1 条 非常災害対策として下記の事項を整備・実施するものとする。

- ① 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し
防火管理者また火気・消防等について責任者を定める。
- ② 誘導灯および誘導標識を設置する。
- ③ 上記諸設備の定期的点検整備
- ④ 所轄消防機関との連絡を密にして、消火・通報および避難訓練を年 2 回実施する。

(苦情処理)

第 1 2 条 提供した通所介護に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 1 3 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2** 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 1 4 条 この通所介護等事業の社会的使命を十分に認識し、職員の質的向上を図り、研究研修の機会を設け、又は業務体制を整備する。

- 2** 本事業の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3** 本事業の従事者であった職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約に明記する。
- 4** この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 三幸福社会と理事長との協議に基づき定めるものとする。

付 則

1. この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、平成 15 年 6 月 1 日から第 4 条、第 5 条（2）を変更して施行する。
3. この規程は、平成 15 年 9 月 1 日から第 5 条（2）を変更して施行する。
4. この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から第 7 条を変更して施行する。
5. この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から第 1 条を変更して施行する。
6. この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から第 5 条（2）を変更して施行する。
7. この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から全面改訂して施行する。
8. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から第 1 条を変更して施行する。
9. この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から第 7 条を変更して施行する。
10. この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から第 4 条を変更し、第 13 条を追加して施行する。